

# 大仙市立豊成小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月1日作成

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ不登校対策委員会

校長、教頭、生徒指導指導主事、養護教諭、学級担任等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。また、事案によっては広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を要請する。

### (2) 職員会議での情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

## 3 いじめ未然防止のための取組（年間指導計画は別表）

### (1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、アンケート等を生かしたりして児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 「分かる、できる」授業づくりに努め、児童一人一人が達成感や自己有用感をもてるようにする。

### (2) 道徳教育の充実

- 道徳の時間を通して自己を見つめ、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める。
- すべての教育活動において、道徳的実践の場を設け、自主的・実践的な態度の育成を図る。

### (3) 相談体制の整備

- 学校の教育目標や学級経営目標の実現、生徒指導の充実に向け、対応策（学級経営の課題、個の実態に応じた指導、気になる児童についての情報の共有と課題など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 児童アンケート後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。
- 児童との定期的な教育相談、保護者との適宜な面談を設定するなど、教育相談の充実に努める。

### (4) 縦割り班活動の実施

- 縦割り班活動では協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

- (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する方策
  - 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に対する情報モラル教育を行うなど迅速に対応する。
- (6) 学校相互間の連携協力体制の整備
  - 地域の小・中学校や保育園との情報交換や交流学习を行う。

#### 4 いじめ早期発見のための取組（年間指導計画は別表）

- (1) 保護者や地域、関係機関との連携  
児童、保護者、学校間の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて大仙市教育委員会、大仙市役所中仙支所、南教育事務所仙北出張所などの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。
- (2) 児童アンケートの実施  
定期的に「児童アンケート」を実施し、その結果をもとに、一人一人の児童と面談をしながら思いをくみ取る。
- (3) ノート・日記指導  
休み時間や放課後の課外活動の中で、児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

#### 5 いじめに対する早期対応

- いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめ不登校対策委員会を開き、対応を協議する。
- いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童の心的安全を確保する必要があると認められるときは、保護者と連絡を図りながら一定期間、別室等において学習を行う等の措置をずる。
- 事実に関わる情報を関係保護者と共有するための措置を適宜講ずる。
- 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察等と連携して対処する。

#### 6 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
  - ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - イ いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
  - ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合（「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
  - 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
  - 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
  - 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
  - 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。